

Japan Tax Newsletter

ボーダフォン事件インド最高裁判所判決

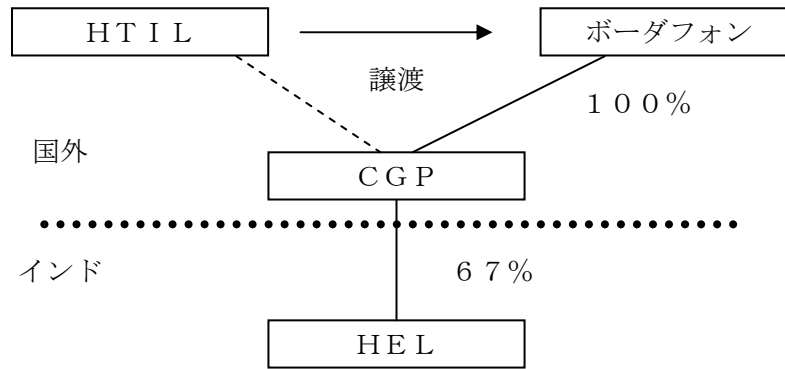
クロスボーダーM&Aの税務に関する重要な事件として注目を集めたボーダフォン事件について、このたびインドの最高裁判所が高等裁判所の判断を覆す判決を下しました。この事件では、インド企業の株式そのものの売買ではなく、インド企業の支配権を保有しているケイマン法人の株式の売買を外国会社間で行ったケースについて、株式の売買から生じた譲渡益に対してインドの課税権が及ぶか否かが争点となりました。ボンベイ高等裁判所はインドの課税権が及び、株式を取得した外国会社は株式取得の対価を支払うにあたって源泉徴収義務を負うとの判断を示しましたが、インド最高裁判所はこの判断を覆し、この取引についてインドの課税権は及ばず、株式を取得した外国会社は源泉徴収義務を負わないとの判断を示しました。その結論はもちろんのこと、判決理由においてもクロスボーダーM&Aに関連する重要な判断が含まれているものであり、今後の対インド・クロスボーダーM&Aに際して注目すべき判決です。

【執筆担当:田中良】

1. インド最高裁判所 2012 年 1 月 20 日判決

2012 年 1 月 20 日、インド最高裁判所は、インド企業の支配権を保有しているケイマン法人の株式の売買を外国会社間で行ったケースについて、株式を売却した企業に生じた譲渡益に対してインドの課税権が及ばず、株式を取得した企業は株式取得の対価を支払うにあたって源泉徴収を行ってインドの税務当局に納付する義務がないとの判断を示しました(以下、「本判決」といいます。)。問題となった事案の概要は以下のとおりです。

2007 年 2 月、ボーダフォン・グループの会社でオランダ法人である Vodafone International Holdings B.V. (ボーダフォン) は、ケイマン法人である CGP Investments (Holdings) Ltd. (CGP) の全ての株式を、ハチソン・グループの会社でケイマン法人である Hutchison Telecommunications International Ltd. (HTIL) から約 111 億ドルで取得する契約を締結しました(以下、「本件取引」といいます。)。CGP は、インド法人で携帯電話事業等を行っている Hutchison Essar Ltd. (HEL) の約 67%の株式を、直接的及び間接的に保有していました。このため、本件取引によって、ハチソン・グループが有していたHELの支配権がボーダフォン・グループに移転することとなり、ボーダフォン・グループはインドの携帯電話市場への本格的な参入を実現しました。



本件取引に関して、インドの税務当局は、買主であるボードフォンに対して、株式売買の対価を支払うにあたって源泉徴収を行うべきであったと指摘し、源泉徴収税の納付を求めました。これに対して、ボードフォンは源泉徴収義務がないと主張し、訴訟を提起しました。

2010年9月8日、ボンベイ高等裁判所は、本件取引の性質は、単なるCGP（ケイマン法人）の株式の売買ではなく、HEL（インド法人）の支配権やインドにおける事業に関する様々な権利が移転する取引であり、本件取引によって生じた所得は、インドにおいて発生したとみなされる所得であり、「インドとの十分な地域的結び付き」があるなどとして、税務当局の主張を基本的に認め、ボードフォンの源泉徴収義務を認める判決を下しました（同判決については、弊事務所租税法ニュースレター2010年10月号をご参照ください。）。

ボードフォンが同判決を不服としてインド最高裁判所に上告したところ、インド最高裁判所は、本判決によりボンベイ高等裁判所の判断を覆し、ボードフォンを勝訴させました。

2. 本判決の理由の要旨

本判決の理由の要旨は以下のとおりです。

(1) インド所得税法 9 条(1)(i)の解釈について

インド所得税法 9 条(1)(i)は、インドに所在する資本資産の移転によって直接的又は間接的に生ずる所得はインドにおいて生じた所得とみなされる旨規定しています。税務当局は、同条はルック・スルー（look through）規定であり、海外において生じた何らかの資本資産の移転等の結果としてインドに所在する資本資産の移転が生じた場合にも適用され、したがって、CGPの株式が海外で譲渡された結果としてHELの支配権が移転したとしても同条が適用されるなどと主張しました。これに対して、本判決は、①みなし規定については、特に課税の可否に影響を与えるような場合に、拡大的に解釈することはできないこと、②「直接的又は間接的」という文言は「所得」に対してかかるものであり「移転」にかかるものではないことなどから、インドに所在する資本資産の間接的な移転によって生じる所得は同条によってインドにおいて生じた所得とみなされるものではなく、同条がルック・スルー規定であるとの税務当局の主張は採用できない旨判示しました。

(2) 租税回避行為に対抗するルールの適用について

本判決は、法人とその保有者とは別人格であるという原則（separate entity principle）の存在を確認したうえで、①税務当局は、ある取引が租税回避行為であるという議論をする前にまず問題となっている取引の性質を見極める必要があり、その際には、取引の細部を断片的に

検討するのではなく (dissecting approach)、全体像を把握すべきであること ("look at" test)、②法人格否認の法理 (principle of lifting the corporate veil) や、実質主義の原則 (doctrine of substance over form) の適用は、税務当局が、取引を取り巻く諸事情に基づき当該取引が仮装あるいは租税回避行為であると立証した後でしか行えないこと、③これらの法理・原則の適用にあたり、インドへの戦略的 direct 投資については総合的な観点で分析を行う必要があり、その際には、法人保有ストラクチャーの存続期間、インドにおける事業運営期間、Exit の時期、Exit 後における事業自体の継続性等の要素を考慮する必要がある旨判示しました。

(3) HTIL が保有していた HEL に対する支配権等の消滅について

税務当局は、本件取引 (より正確には株式売買契約書) によって、HTIL は HEL に対する支配および経営権 (資産に対する権利) を失っており、このような権利の消滅の結果インドに所在する資本資産の移転があったこととなるなどと主張しました。これに対して、本判決は、取引の細部を断片的に検討するのではなく (dissecting approach)、全体像を把握すべきであり ("look at" test)、上記の権利の消滅は CGP 株式の移転によるものであって株式売買契約書において定められた条項によるものではない、また、そもそもグループ持株会社である HTIL はそのグループ企業に対して影響力は有していたもののグループ企業における議決、役員任命等につき指図する法的権利は有していなかったものであり、税務当局の主張するような権利の消滅は認められないなどと判示しました。

(4) CGP の役割について

税務当局は、CGP に関して、①CGP は租税回避を目的として作られたものである、②CGP は単なる中間持株会社でありケイマンにおいて事業を行っていないのであるから、CGP 株式は、その株式の価値を裏付けている資産が所在するインドに所在するなどと主張しました。しかしながら、本判決は、これらの税務当局の主張を認めませんでした。①については、様々な事実関係や資料を検討したうえで、CGP の目的は子会社株式の保有だけではなく、事業のスムーズな移転を可能にするものであり、したがって、CGP が事業上の目的を有していないということはできないと判示しました。②については、法人の株式は、法人の設立地・当該株式が移転した地に所在するものであるところ、本件では、CGP 株式はケイマンにおいてその移転が記録されており、これに対して税務当局から反論がなされていないなどと判示しました。

(5) 複合的な権利の移転について

本件取引の性質が単なる CGP の株式の売買ではなく、様々な権利が移転する取引であるとしたボンベイ高等裁判所判決について、本判決は、このような複合的な権利移転との判断を否定し、本件の事実関係に照らせば本件取引の性質は単純な株式の譲渡であると判示しました。

(6) インド所得税法 195 条について

インド所得税法 195 条は、非居住者への支払いに対する源泉徴収義務について規定していますが、本判決は、本件取引によってインドにおいて課税される所得は生じていないため、同条は本件では適用されない旨判示しました。

3. 本判決の対インド・クロスボーダー M&A に対する影響

本判決は、インド企業を支配する第三国所在の会社 (中間持株会社) の株式の売買を外国会社間で行う結果としてインド企業の支配権が移転するケースにおいて、インドの課税権が株式譲渡益に対して及ばず、株式を取得した企業は源泉徴収義務を負わないとしたものですので、外国の投資家にとっては、対インド・クロスボーダー M&A の障害となるおそれのある課税を

認めたボンベイ高等裁判所の判決を覆したという点において肯定的に評価すべき判決ということができると思われます。また、それだけではなく、判決理由においてもクロスボーダーM&Aの税務に関連して注目すべき内容が含まれていると思われます。例えば、①インドにおいて生じたものとみなされる所得について規定している条文について拡張解釈を否定したこと、②取引の性質を判断するにあたっては、取引の細部を断片的に検討するのではなく、全体像を把握すべきであるという見解を示したこと、③持株関係を通じた投資のストラクチャーに関連して、法人格否認の法理等の租税回避行為に対抗するルールの適用が認められる場合を限定的に判断したことなどが重要と思われますが、これらの判示内容は、今後のインドにおける税法の解釈・適用に少なからず影響を与えるものと考えられます。

なお、本判決はその判決文において詳細に事実関係を分析したうえで争点につき判断を示しているため、本件と同種のケースであったとしても、事実関係次第では、インドの課税権が認められ、源泉徴収義務が認められる可能性があることには留意すべきと思われます。さらに、現在インドにおいては直接税法案（Direct Tax Code Bill）により、外国法人の株式を譲渡したことによる譲渡益は、インドに所在する資産（直接または間接的に当該外国法人が保有する資産）の市場価格が当該外国法人の全資産の市場価格の50%以上である場合に課税対象とする制度（直接税法案 Section 5）の導入がなされる見込みですが（2011-2012年度予算によって直接税法は2012年4月からの導入が予定されています）、本判決がインドの今後の税制改正に与える影響についても注目すべきものと思われます。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の田中良（akira.tanaka@amt-law.com）までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

Tax Newsletter 担当

仲谷栄一郎、藤田耕司、岡本高太郎

〒106-6036 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー

<http://www.amt-law.com/>

本ニュースレターの配信の停止、送付先変更などをご希望の場合には、大変お手数ですが、

tax-newsletter@amt-law.com まで、ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2012